

標準委員会 リスク専門部会 リスク情報活用ガイドライン分科会
第20回 (P12SC20) 議事録 (案)

日 時： 2009年8月27日(木) 13:30~17:20

場 所： 東京都 日本原子力技術協会 AB 会議室

出席者： 平野主査 (JAEA)、山口副主査 (阪大)、成宮幹事 (関電)、増田委員 (東電)、
内田委員 (JNES)、菅原 (河井委員代理 (原技協))、倉本委員 (NEL)、栗坂
委員 (JAEA)、百瀬 (古作委員代理 (NISA))、高橋委員 (三菱重工)、武部 (関
根委員代理 (JNFL))、橋本委員 (東芝)、水門委員 (北陸電)、藤本委員 (JNES)、
金子 (御器谷委員代理 (NISA))、米山委員 (TEPSYS) 16名

常時参加者： 大家 (関電)、西岡 (四電)、廣川 (TEPSYS)、藤田 (中電 CTI)

(敬称略)

配布資料：

- P12SC20-1 第19回分科会議事録 (案)
- P12SC20-2 リスク情報活用実施基準へのコメント (分科会、部会、標準委員会) に対する対応 (案) について
- P12SC20-3 リスク専門部会からの再コメントに対する対応 (案) について
- P12SC20-4 原子力発電所の安全確保活動へのリスク情報活用に関する実施基準 (案)
- P12SC20-4-1 実施基準 (案) 追加資料 附属書 F (参考)
- P12SC20-4-2 ICDP と ICCDP 等の定義に関する補足説明
- P12SC20-5 原子力発電所の安全確保活動へのリスク情報活用に関する実施基準 (案) に係る前回分科会版との新旧比較 (主要な箇所)

参考資料：

1. 第4回リスク専門部会議事録 (案)
2. リスク専門部会所掌の標準に関する今後のスケジュール

議事及び主な質疑応答

(1) 出席者確認

成宮幹事により出席者数を確認し、全委員数 24 名のうち 16 名が出席しているため、本分科会の定足数を満たすことが確認された。

(2) 資料確認

議事次第に基づき配布資料の確認を行った。

(3) 前回議事録案の説明

成宮幹事より、資料 P12SC20-1 を用いて、前回議事録案について説明があった。特に異議なく承認された。

(4) 人事案件

NISA 御器谷委員から退任届けが出され、同じく NISA の金子氏の委員就任が提案され、リスク専門部会への申請が了承された。

(5) リスク情報活用に関する実施基準（案）に対するコメント及び対応

成宮幹事及び実施基準（案）の各執筆担当から、資料 P12SC20-2 から資料 P12SC20-5 を用いて、分科会、リスク専門部会及び標準委員会からのコメントの対応について説明があり、審議した。主な審議内容を以下に記す。

a. 資料 P12SC20-2 コメント No.35、38、40、42、43、46

高橋委員より、「5.3.2 深層防護の堅持」及び附属書 D に関するコメントへの対応が説明された。

- ・ No.35 コメント： コメント趣旨は「運転・保守管理の変更が対象なので」と言っているのに対し、対応案では「点検、補修、取替及び改造などを含む」こととし、管理的手段への依存度合いは変わる事もあると答えているので問題無いという事を確認した。
- ・ No.42 コメント： 修正前と現状対応案では要求趣旨が異なっており、e)2)の人的過誤の記載にある「増大の可能性が十分に小さいか、適切な補償措置により、これらの可能性が抑制されているか、又は影響が緩和されているか」という記載に基づき修正を行う事になった。

b. 資料 P12SC20-2 コメント No.54、55、58、59、61、61-1、65、66、67、69、70、73、74、75、資料 P12SC20-4-1 資料 P12SC20-4-2

倉本委員より、「5.3.4.1 確率論的安全評価の範囲」、「5.3.4.2 リスク指標の選定」、「5.3.4.3 確率論的安全評価の品質」、及び、附属書 F に関するコメントへの対応が説明された。

- ・ No.73 コメント： 「保守的評価はどのような場合でも良い」という記載に関し、許容規定なのでこの表現でも良いとも思うが、本当にどのような場合でも良いというわけでもなく、適正な理解の助けのためにも、附属書 G の読み込み方を含めて、要求事項文章に適切な例示を追加した修正を行う事となった。
- ・ No.58 コメント： 「CFR への影響が小さい場合には」という事は CFR がわかっているという様に感じられ、「小さいと考えられる場合には」という表現に修正する事になった。

- ・ P12SC20-3 のコメント No.97 等： 附属書 F.3 における ICCDP と ICDP (及び ICCFP と ICFP) の説明に関して、軽微な修正は必要であるが、両者をきちんと区別した修正内容である事を確認した。
- ・ No61-1 コメント： 附属書 F.1 の表 F.1 (Braidwood/Byron の事例) が最も言いたい事は、内的事象の基準の話ではなく、火災、地震、その他の外的事象における定性的評価の方法の例示であり、本表から内的事象の説明を削除する事となった。
- ・ 附属書 F.3 における R.G.1.177 の 3 段階評価アプローチの 3 段階目に、リアルタイムで特定するという記載があるが、R.G.1.177 においてリアルタイムまで要求しているかどうかを確認する事となった。
- ・ PSA を実施することについて、5.3.4.1 又は 5.3.4.2 に規定を追加することとなった。

c. 資料 P12SC20-2 コメント No.76、78、79、85、86、87

米山委員より、「5.3.4.4 リスク指標に関する判定基準」に関するコメントへの対応が説明された。

- ・ コメント No.78 等： 判定基準と目安という用語を用いての修正案を確認した。
- ・ コメント No.86： 附属書 H.1d)の限定的な影響の説明につき、例示が具体的にイメージ出来るような形で修正を行うこととなった。
- ・ 本文 P.9 の 3)判定基準との比較において、最終的な判断は統合的な意志決定において行うとだけ記載し、ここからは、PSA の不確実さ及び不確実さ因子を考慮して行うという記載は削除する事となった。
- ・ PSA を実施してリスク指標を求めるという事を、「5.3.4.2 リスク指標の選定」に「評価」を加えて記載する事となった。

d. 資料 P12SC20-2 コメント No.91、92、95、96-1

成宮幹事より、「5.4.2 監視計画の策定」、「5.4.3 統合的な意志決定」、「7 文書化」、附属書 I に関するコメントへの対応が説明された。

- ・ 特に、議論はなかった。

e. 資料 P12SC20-3 コメント No.11、19、23、24、31

成宮幹事より、「3.1 リスクの定義」、「4. リスク情報活用・・・基本的要求事項」を「・・・要件」に変更、「C.2・・・規制規則類」に関する記載等のコメントへの対応が説明された。

- ・ 「基本的要求事項」を「要件」と変更する事が確認された。

(6) 今後のスケジュール

成宮幹事より、P12SC20-参考 2 により、リスク情報活用実施基準に関する今後のスケジュールについて説明があった。

今回のコメント対応の反映については、各担当で修正を行って、メールベースにて確認を実施して、9/4のリスク専門部会に標準委員会・中間報告時のコメント対応を報告し、その後の10月に予定されるリスク専門部会に最終報告を行う様にする。

次回分科会は、リスク専門部会への最終報告及び書面投票結果を踏まえて実施する事と考えて、11月下旬を想定している。それまでのやりとりは、メールベースで実施していくことが確認された。

以 上